

令和2年4月8日

公益社団法人 京都府産業資源循環協会 様

京都市環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課

大阪府、兵庫県等における緊急事態宣言を踏まえた  
新型コロナウイルス感染症に係る京都市からの要請について

令和2年4月7日に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が深刻な東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県を区域として、5月6日までを期限とする緊急事態宣言が発出されました。

大阪府と近接する京都市内においても、4月7日時点で92名の感染者が確認されており、感染経路が把握できない事例が増加し、クラスターが発生するなど、危機的な状況であり、緊急事態宣言を発令された区域と同様の危機感を持って感染拡大の防止に取り組む必要が生じています。

つきましては、事業者の皆様におかれましても、下記の対応を行っていただきますようお願いします。

#### 記

- 出勤前の体温測定とその結果の上司等への報告、家庭における感染防止対策の徹底など、従業員の体調管理を徹底する。
- 通勤に公共交通機関を利用する従業員に対し、時差出勤などを活用した混雑回避など、通勤による感染拡大の防止を徹底する。特に、緊急事態宣言対象区域の大阪府、兵庫県等から通勤等を行う従業員の感染防止に留意をお願いする。
- 3密（密閉、密集、密接）の回避、マスクの着用、ドアノブ、手すり等の定期的な消毒、手洗いや咳エチケットなど、職場における感染防止対策を徹底する。
- 臨時休校に伴う従業員の休暇取得に配慮する。